

○大府市遺児手当の支給に関する規則

昭和52年3月31日大府市規則第16号

改正

昭和53年3月29日規則第13号

昭和54年6月26日規則第19号

昭和55年6月30日規則第19号

昭和56年3月30日規則第8号

昭和59年3月31日規則第11号

昭和61年3月31日規則第13号

平成元年3月30日規則第11号

平成10年7月29日規則第33号

平成11年3月25日規則第12号

平成15年6月30日規則第17号

平成17年3月28日規則第35号

平成19年3月23日規則第18号

平成20年9月25日規則第66号

平成22年6月29日規則第24号

平成24年3月30日規則第19号

平成24年6月28日規則第28号

平成25年3月27日規則第21号

平成27年12月28日規則第55号

平成28年3月25日規則第13号

大府市遺児手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺児の健全な育成と福祉の増進を図るために、遺児を養育している者に遺児手当（以下「手当」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「遺児」とは、日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記載されて

いる者のうち、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）で原則として次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父（母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）又は母が死亡した者
- (2) 父又は母が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の2級以上の障害を有する者及び知的障害者更生相談所又は児童相談所において知能指数が35以下であると判断された者
- (3) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消した者
- (4) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した者
- (8) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めるもの
(支給要件)

第3条 手当は、本市に住所を有する遺児を対象とし、父若しくは母がその遺児を監護するとき、又は父若しくは母が遺児を監護しない場合において、父若しくは母以外の者が当該遺児を養育する（遺児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、父若しくは母又はその養育者（以下「父母等」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児については、支給しない。

- (1) 父又は母の配偶者（前条第2号に掲げる障害を有する者を除く。）に養育されているとき。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に養育されているとき。
- (3) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付をいう。以下同じ。）を受けること

ができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

(4) 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

(5) 父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

3 第1項の規定にかかわらず、手当は、父又は母に対する手当にあつては当該父又は母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 本市に住所を有しないとき。

(2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けられることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

4 第1項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 父母等の前年の所得が、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第6条の3第1項に規定する額以上であるとき。

(2) 父又は母に対する手当にあつては、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、愛知県遺児手当支給規則第6条の3第2項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者に対する手当にあつては、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、愛知県遺児手当支給規則第6条の3第3項に規定する額以上であるとき。

5 父母等（養育者を除く。以下この項において同じ。）の監護する遺児が当該遺児を監護しない父又は母から当該遺児の養育に必要な費用の支払を受けたときは、父母等が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

（受給資格の認定）

第4条 前条の規定に該当し、手当の支給を受けようとする者は、その受給資格について、

市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、遺児手当認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当又は愛知県の支給する遺児手当の認定の申請を併せて行う者は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) 戸籍謄本（本市に戸籍を有しない者に限る。）

(2) 遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学するときは、在学証明書

(3) 養育者が遺児を養育しているときは、遺児を養育することを証明する書面

(4) 遺児が第2条第2号に該当するときは、その事実を証明する書面

(5) 遺児が第2条第3号に該当するときは、婚姻を解消した父若しくは母の戸籍抄本又はその事実を証明する書面

(6) 遺児が第2条第4号に該当するときは、父又は母が行方不明であることを証明する書面

(7) 遺児が第2条第5号に該当するときは、遺棄されていることを証明する書類

(8) 遺児が第2条第6号に該当するときは、父又は母が拘禁されていることを証明する書面

(9) 遺児が第2条第7号に該当するときは、母の戸籍抄本

(10) 遺児が第2条第8号に該当するときは、市長が指定する書面

(認定等の通知)

第5条 市長は、前条の規定による認定の申請があった場合は、受給資格を審査し、その結果を市遺児手当認定通知書（第2号様式）又は市遺児手当認定却下通知書（第2号様式の2）により当該申請者に通知する。

(手当の支給)

第6条 市長は、前条の規定により受給資格の認定をした者に対し、毎年度予算の範囲内において、手当を支給する。

2 手当の支給は、第4条の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

3 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、遺児1人1月につき3,500円と

する。ただし、当該遺児に係る手当の支給に関する第4条の規定による認定の申請を受け付けた日又は第7条の規定による遺児変動に係る届出がされた日（以下「認定申請受付日等」という。）の属する月（既に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該遺児に係る手当を支給する場合にあっては、当該遺児の父母等による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月）から起算して60月を経過した遺児については、手当を支給しない。

4 手当は、3月及び9月の2期に、それぞれその月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。

（手当額の改定）

第6条の2 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）につき、新たに監護し、又は養育する遺児があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき次条の規定による届出をした日の属する月から行う。

2 受給者につき、その監護し、又は養育する遺児の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

（住所・氏名等の変更及び遺児変動の届出）

第7条 受給者は、住所、氏名若しくは手当の支払いを受ける銀行を変更したとき又はその監護し、若しくは養育する第3条に定める要件に該当する遺児に変動が生じたときは、30日以内に、住所・氏名・支払金融機関変更・遺児変動届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給資格の喪失の届出）

第8条 受給者は、第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、30日以内に、遺児手当受給資格喪失届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給資格喪失の通知）

第9条 市長は、受給者について第3条に定める支給要件が消滅したときは、市遺児手当資格喪失通知書（第5号様式）によりその者に通知する。

（所得状況の届出）

第10条 受給者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、前年の所得について市遺児手当所得状況届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、現に愛知県の支給する遺児手当を受給している者が愛知県知事に対し、前年の所得に関する届出をし

ているときは、市遺児手当所得状況届の提出を省略することができる。

- 2 市長は、受給者が正当な理由がなく、前項の規定による届出を2年間しないときは、受給資格の認定を取り消すことができる。

(支給の制限)

第11条 市長は、受給者が遺児の監護又は養育を著しく怠っていると認める場合においては、その間のその者に対する手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(未支払いの手当)

第12条 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該受給者の監護し、又は養育していた第3条に定める要件に該当する遺児にその未支払いの手当を支払うことができる。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された手当の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月29日規則第13号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年6月26日規則第19号)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市遺児手当の支給に関する規則第3条の規定による手当の支給要件に該当していない者であって、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則第3条の規定による手当の支給要件に該当する者が、この規則の施行の日から昭和54年6月30日までの間に大府市遺児手当の支給に関する規則第4条の認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、同年4月分から始める。

附 則 (昭和55年6月30日規則第19号)

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月30日規則第8号)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に大府市遺児手当の支給に関する規則第3条の規定による手当の支給要件に該当しない者であって、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則第3

条の規定による手当の支給要件に該当する者が、この規則の施行の日から昭和56年6月30日までの間に大府市遺児手当の支給に関する規則第4条の認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、同年4月分から始める。

附 則（昭和59年3月31日規則第11号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日規則第11号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月29日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成10年7月以前の月分の遺児手当の支給要件については、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の大府市遺児手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成11年3月25日規則第12号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月30日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成15年7月以前の月分の遺児手当の支給については、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日規則第35号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市遺児手当の支給に関する規則の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成22年6月29日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市遺児手当の支給に関する規則の規定に基づき作成されている第1号様式、第3号様式及び第4号様式による用紙は、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成24年3月30日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の大府市遺児手当の支給に関する規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定による認定を受けた者に対して支給する遺児手当の額（同日前に当該遺児に係る手当の支給に関する同条の規定による認定の申請を受け付け、又は旧規則第7条の規定による遺児変動に係る届出がされた遺児に係るものに限る。）に関する改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第6条第3項の規定の適用については、同項ただし書中「当該遺児に係る手当の支給に関する第4条の規定による認定の申請を受け付けた日又は第7条の規定による遺児変動に係る届出がされた日（以下「認定申請受付日等」という。）の属する月（既に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該遺児に係る手当を支給する場合にあっては、当該遺児の父母等による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月）」とあるのは、「平成24年4月1日」とする。

附 則（平成24年 6 月28日規則第28号）

この規則中第 2 号様式、第 2 号様式の 2、第 5 号様式及び第 6 号様式の改正規定は公布の日から、第 2 条の改正規定は平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年 3 月以前の申請に係る遺児手当の支給要件については、改正後の大府市遺児手当の支給に関する規則第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第55号）

この規則中第 1 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式及び第 6 号様式の改正規定は平成28年 1 月 1 日から、第 2 号様式、第 2 号様式の 2 及び第 5 号様式の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日規則第13号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式の 2（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 6 号様式（第10条関係）